

シンポジウム「自転車活用推進法を徹底解剖する」 ～望ましい自転車活用のためには何が必要か～

第二東京弁護士会では、自動車偏重の交通政策が人権（安全性・公害・生活環境）・環境（CO2など）に悪影響を及ぼしているとの問題意識から、他の環境・安全面で優れた交通手段とのバランスある交通政策の必要性を、意見書やシンポジウムで指摘しております。

この点自転車は、環境負荷が極めて小さく、手軽に利用でき健康増進にも役立ち、自動車に代替する交通手段として有用であり、最近では自転車人気の高まりもあって、街での自転車利用者の数も増えていますが、一方で歩道走行の横行などの問題があります。

このため、警察庁は平成23年10月の通達で、自転車は車両であり車道走行が原則である点などの再確認をし、その後警察庁と国土交通省は自転車走行空間創出のためのガイドラインを制定しました。また2020年のオリンピックを控えた東京都は、舛添知事のもとに意欲的な自転車活用促進策を打ち出しており、自転車をめぐる状況は大きく変わりつつあります。

こうした中、超党派国会議員で構成される自転車活用推進議員連盟は、平成25年12月、過度の自動車依存を是正し自転車を安全快適に利用できる環境整備のため、自転車活用に関する基本法の制定や国家戦略の構築等についての「提言」をまとめ、これを内閣と東京都に提出し、さらに本年4月22日、この提言を具体化するための「自転車の活用の推進に関する法律」の原案を定め、今国会への提出と成立を目指しています。

そこで、この機会に自転車議連や東京都、その他各界から第一人者を招いて自転車活用推進法の内容を検討し、望ましい自転車活用のあり方などを考えるシンポジウムを行うこととしました。

日 時 2015年6月25日(木)午後6時～8時

場 所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
弁護士会館10階1003号会議室

パネリスト 務台俊介（衆議院議員、自転車活用推進議員連盟 自転車活用PT座長代理）
小林成基（自転車活用推進研究会理事長）
屋井鉄雄（東京工業大学大学院教授）
川合康文（東京都建設局道路保全担当部長）
絹 代（サイクルライフナビゲーター）

コーディネーター 福井健策（当会環境保全委員会委員）

対 象 弁護士・一般市民

参 加 費 無料

主 催 第二東京弁護士会 環境保全委員会

申 込 方 法 申込手続は必要ありませんので、当日ご来場ください。

お 問 合 せ 第二東京弁護士会 人権課 TEL:03-3581-2257

